

第3次苅田町地域福祉計画 第5次苅田町地域福祉活動計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

（概要版）



誰もが心豊かに
安心して暮らせるまちづくり

令和6年3月
苅田町
苅田町社会福祉協議会

計 画 の 概 要

背 景 と 目 的

少子高齢・人口減少が進む現代において、地域住民の暮らしの中で生じている課題は、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分にケアしきれない複雑化・複合化したケースが増加しています。

本計画では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

地 域 福 祉 計 画 ・ 地 域 福 祉 活 動 計 画 と は

地域福祉計画(町)

社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本として策定するもので、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策を定めるものです。

地域福祉活動計画(社会福祉協議会)

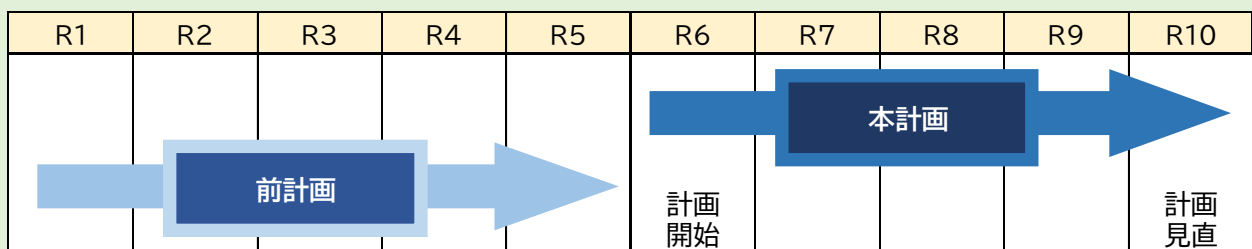
地域住民や当事者団体、自治会、ボランティア等の地域福祉推進に関わる幅広い関係者が協力して、住民・民間の立場から地域の福祉課題を解決するための活動及び行動方針を示した計画です。

また、地域の福祉課題の解決のため「助け合い・支え合いの地域づくり」を計画的に推進していくことを目的に「地区福祉計画」を作成しました。

「地区福祉計画」は、小学校区ごとに実施したワークショップにて住民が主体的に地域の課題やその課題解決に向けた具体的な取り組みを話し合い、地域福祉に参画し、地域の生活課題の解決に向けた仕組みづくりをまとめた計画です。

計 画 の 期 間

両計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5カ年とします。



第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画の総評

「基本目標 1 一人ひとりの生活を支える体制づくり」の成果と課題

地域住民の困りごとの早期発見・解決につながる支え合い会議を、各地区の小地域福祉活動で開催し、毎年の活動として根付かせることが出来ました。困りごとの相談支援体制の充実を図るため、福岡県社協のモデル指定を受け、社協総合相談体制の整備に取り組みました。今後も、役場や町内の相談場所、民生委員・児童委員など地域の相談員を住民に周知し、相談支援に繋げていきます。

コロナ禍による生活困窮者への支援の一環として、フードパントリーによる食料支援活動を始めました。企業や住民、地域団体等多くの方に参加・協力頂き、地域の支え合いの輪が広がっています。

また、権利擁護の重要性について周知を図るため、サロン等、住民が集う場に出向き、事業・制度の紹介を行いました。制度の理解を深めるため、周知啓発に努めます。

「基本目標 2 地域を支える人づくり」の成果と課題

コロナ禍の影響を受けた町内のボランティア団体ですが、令和4年度より養成講座の再開で、3団体が新規設立しました。さらに、小学生から高校生を対象にしたボランティア講座を開催することで、将来のボランティア人材を育成しました。担い手確保の観点からも、地域福祉活動に携わるリーダーの負担軽減や役割分担が図れる組織・仕組みづくりを進めていく必要があります。

生涯学習課との連携で、福祉講座（公民館講座）を開催し、社会福祉協議会などとの連携では、防災や認知症、ヤングケアラーなどの講座を開催しました。今後は、地域福祉を推進するため、住民が福祉へ興味・関心を持ち、主体的に参加できる福祉教育が望まれます。

今後は社協だよりにつながり隊の活動情報等を掲載するだけでなく、SNSでの情報発信を通じて、幅広い世代へ情報を届け地域活動団体への理解と参加を促進します。また、きょうだい会の活動についても軌道に乗るよう支援を行っています。

「基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり」の成果と課題

令和5年7月の、県内での豪雨災害発生を受け、被災地の災害ボランティアセンター運営支援を行いました。近隣市町村での大規模災害発生時の支援体制整備ができ、苅田町が被災した時に活躍できる人材づくりへの取組みにもつながりました。

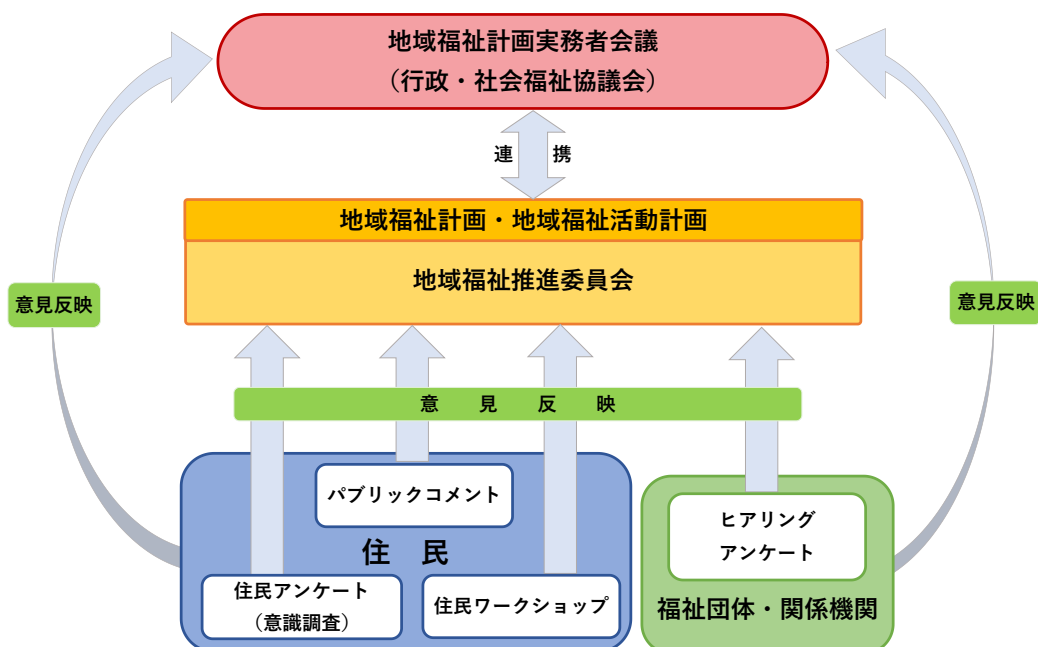
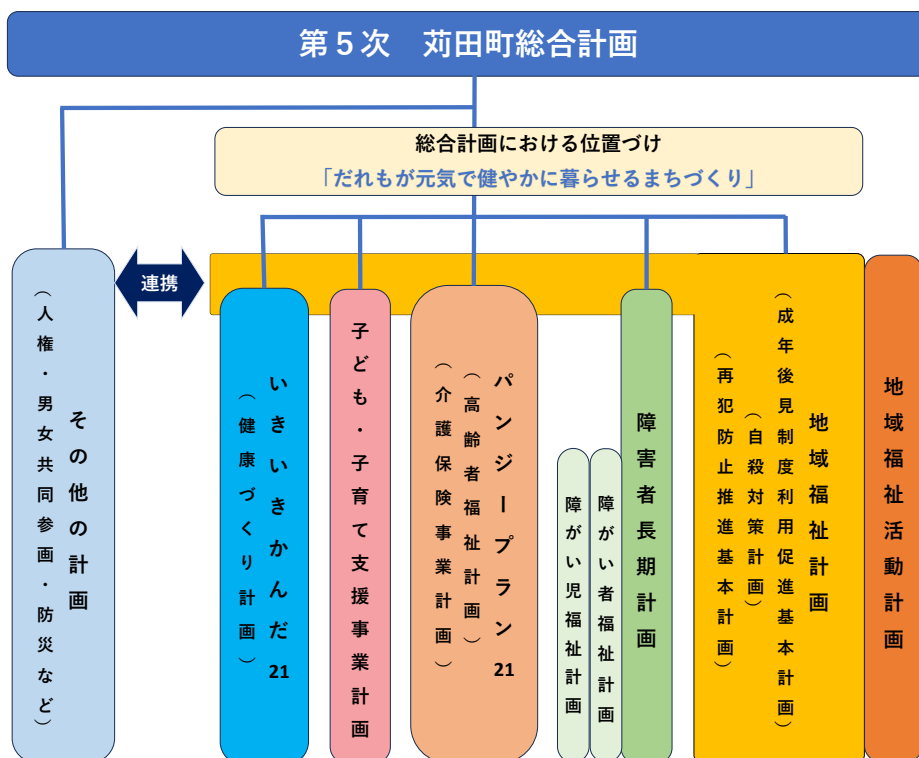
住民主体で各小学校区につながり隊を設置し、活動支援を行いました。校区の福祉課題について話し合い、課題解決の買い物支援や居場所づくり等、幅広い分野に積極的に取り組むことができました。

認知症地域支援推進員と連携し、小地域福祉活動や各校区つながり隊などで、認知症の方への声掛けについての学習会を開催し、認知症への理解増進に努めました。

計画の位置づけ・計画策定のイメージ

本計画は、保健・福祉の分野別計画との整合性と人権・男女共同参画・防災など町のその他の計画との連携にも配慮しながら策定します。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、市町村における「**成年後見制度利用促進基本計画**」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「**再犯防止推進基本計画**」及び自殺対策基本法に基づく「**自殺対策計画**」を一体的に盛り込んだ計画として策定しています。



本計画の策定にあたっては、荊田町と社会福祉協議会が協力して策定することを前提とし、住民アンケートや住民ワークショップ等の意見を反映した住民主体の計画づくりになるよう心掛けてきました。

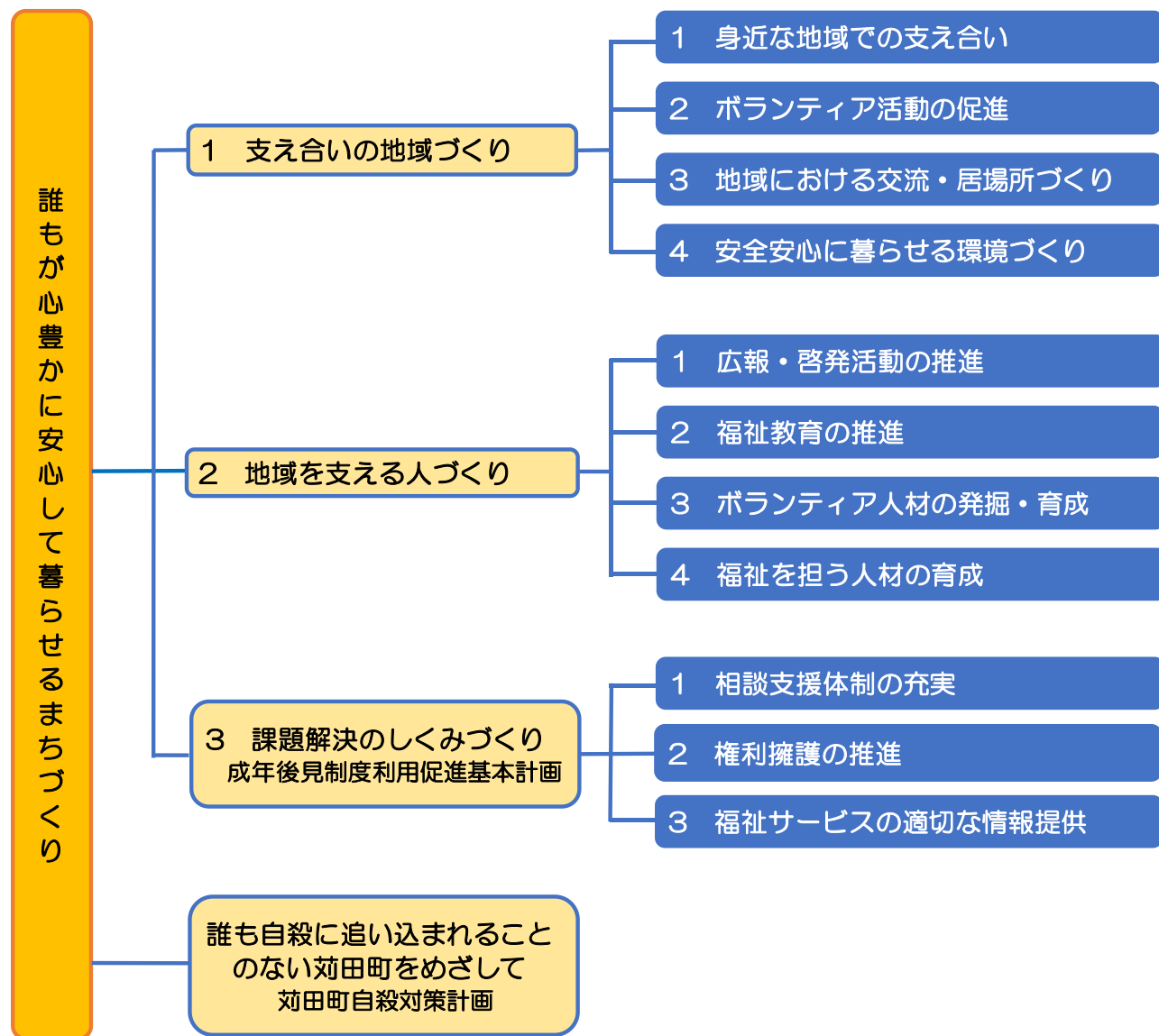
計画の体系 ・ S D G sとの関連性

【第3次苅田町地域福祉計画・第5次苅田町地域福祉活動計画 体系】

基本理念

基本目標

基本方針



【基本目標に関連しているSDGsの目標】

基本目標	関連する目標						
基本目標1 支え合いの地域づくり	1 国境をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
基本目標2 地域を支える人づくり	1 国境をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
基本目標3 課題解決のしくみづくり	1 国境をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に		

※SDGs: 2015年9月の国連サミットで加入国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」

具 体 的 な 取 り 組 み

基本目標 1

支え合いの地域づくり

困りごとを持った人を支えるためには「地域」のかかわりが重要です。地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、福祉に携わる多様な関係団体が一つの輪となって支えることが望めます。

そのためには、福祉活動を行う住民や関係団体同士がつながり、地域課題についての共有や協働、連携を行っていくネットワークづくりに取り組まなければなりません。

また、住民や消防、警察などと連携して、子どもや障がいのある方、高齢者などの要支援者を犯罪や災害から守るための対策も地域と共に進めていきます。

【基本方針】

- ① 身近な地域での支え合い
- ② ボランティア活動の促進
- ③ 地域における交流・居場所づくり
- ④ 安全安心に暮らせる環境づくり



私たちにできること

- ・みんなで声をかけあい自治会加入を促進し、地域活動に参加し、仲間づくりを行おう
- ・一人ひとりが近隣を見守り、声かけ、気づきに努めよう
- ・困ったことは、相談窓口や民生委員・児童委員等地域の相談役に気軽に相談しよう
- ・地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行い、活動への参加を積極的に呼びかけよう
- ・地域活動団体や各種ボランティア団体の横のつながりを作り、地域の輪を広げていこう
- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参画しよう
- ・自分の経験や技術を活かし、地域活動に協力しよう
- ・ボランティア講座や研修会等に地域一体となって参加し、ボランティア活動の浸透を目指そう
- ・地域で行う清掃活動や自主防災活動、イベントなどに積極的に参加するとともに、周囲の人にも参加を呼びかけよう
- ・転入者や外国人など、地域になじみがない人にも積極的に声掛けをし、地域の一員として共に活動しよう
- ・普段活動に参加をしていない住民にも積極的に声掛けを行い、地域活動へ誰でも参加しやすい雰囲気づくりを心がけよう
- ・地域行事や日常生活の中で、多世代交流の機会をつくろう
- ・日ごろから避難ルート等の確認をしておくとともに、備蓄にも努めよう
- ・支援を必要とする高齢者や障がい者に対して、日ごろより見守りや声かけをしよう
- ・自主防災組織の充実・強化をしよう
- ・防犯のため、地域での児童生徒の登下校時の見守り活動を実施しよう

基本目標 2

地域を支える人づくり

「地域」には高齢者もいれば、障がいのある方もいます。さまざまな生活課題を持っている人々がいます。その多様性を認め合い、地域で暮らしていくためには、全ての住民が福祉意識を高め、地域での福祉文化を育んでいくことが大切です。

そのためには、子どもから高齢者まですべての住民が地域福祉の担い手としての自覚を持つことが必要です。そこで福祉教育、人権教育、福祉に関わる人たちの研修会や講座の充実が求められます。また、民生委員・児童委員、保護司会、ボランティア、NPO のように地域で活躍する担い手の活動の支援やこれから担い手となるべき人材の発掘・育成を図ります。

【基本方針】

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ ボランティア人材の発掘・育成
- ④ 福祉を担う人材の育成



私たちにできること

- ・さまざまな団体の活動や地域行事に積極的に参加し、地域福祉活動に関心をもとう
- ・新たに転入してきた住民に地域活動の参加の声かけをしよう
- ・地域行事や団体活動の情報を発信しよう
- ・各種団体からの情報を、高齢者や障がい者など情報が届きにくい住民にも伝えられるよう、地域のなかでこまめに情報共有をしよう
- ・様々な世代が交流できる活動を行い、地域の絆を育もう
- ・地域住民を対象にした福祉学習の機会を設けよう
- ・地域や行政で開催する福祉学習やイベントに積極的に参加し、福祉への興味・関心を持とう
- ・高齢者や障がいのある人など、支援を必要としている人に対する理解を深めよう
- ・自分の知識や技術、趣味や経験を活かして、身近なことから始められる地域活動やボランティア活動に参加しよう
- ・自分の経験や能力を地域に伝え、地域の活動を通じて、人材育成・後継者育成に努めよう
- ・地域で活躍しているリーダーや役員に協力しよう
- ・社会福祉協議会や行政が開催する学習会等に参加しよう
- ・福祉に興味をもち、自分が地域で何ができるかを考えよう
- ・福祉団体等と連携し、健康づくりや介護予防、子育て支援等の講座を開催しよう

基本目標3

課題解決のしくみづくり

誰もが自分の権利を尊重し、安心して暮らせるためには、困りごとを抱えた人たちの存在をいち早く把握し、解決に導けるよう、相談しやすい環境づくりが必要です。

また、相談支援を通じて把握した課題に対して、適切な福祉サービスの利用につなげるための情報共有や、サービスの利用促進の為の取組みを行うことで、課題をひとりで抱えさせない環境を整備し、困りごとに対して地域・住民・町が協力できる仕組みづくりを進めていきます。

【基本方針】

- ① 相談支援体制の充実
- ② 権利擁護の推進
- ③ 福祉サービスの適切な情報提供



私たちにできること

- ・身近な相談窓口等の情報を取得しよう
- ・身近に相談できる人をつくろう
- ・問題を個人・家族で抱え込まず、積極的に相談しよう
- ・自治会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供しよう
- ・民生委員・児童委員などと協力し、日頃から地域のきずなをつくろう
- ・支援を必要とする人を地域で見守り、必要に応じて関係機関に連絡・相談をしよう
- ・認知症や障がい者等への理解を深めよう
- ・人権に関する問題を正しく理解し、行動しよう
- ・消費生活問題等の学習会に参加しよう
- ・高齢者や障がい者に対して、日ごろより見守りや声かけをしよう
- ・地域で人権等に関する学習会の場をつくろう
- ・「広報かんだ」や「社協だより」、町や社会福祉協議会のホームページなどに目を通し、町や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持とう
- ・地域の情報が届きにくい人に対しては、ふだんからコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しよう
- ・地域情報の提供手段として、回覧版を活用しよう
- ・地域で情報共有や意見交換を行える場をつくろう

地区福祉計画の活動目標

「地区福祉計画」は、小学校区ごとの「住民ワークショップ」を基本として、住民が主体的に地域の課題やその課題解決に向けた具体的な取り組みを話し合い、地域福祉に参画し、地域の生活課題の解決に向けた仕組みづくりをまとめた計画です。

地 区 名	活 動 目 標
苅田小学校区	①魅力のある居場所づくり ②買い物不便の解消を図る
馬場小学校区	①小学校と連携して地域を盛り上げよう ②世代間交流をしよう
南原小学校区	①安心・安全に生活できる地域をつくろう ②地域の絆をつくろう
与原小学校区	①校区内のつながりの和を築こう！ ②声をかけ合い みんながつながる活動づくり
片島小学校区	①スポーツで健康づくりをしよう ②地育でつながろう
白川小学校区	①多世代で地域みんなが盛り上がる活動を実施しよう！ ②誰もが安心して暮らせる地域を作ろう！

自殺対策計画の概要

国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識及び方針を踏まえた「市町村地域自殺対策計画」として、令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とする「自殺対策計画」を地域福祉計画の一部として一体的に策定します。

自殺対策計画 基本理念

いのち支えあう苅田

～誰も自殺に追い込まれることのない苅田町をめざして～

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」という基本認識のもと、「生きることの阻害要因」の軽減を図り、「生きることの促進要因」を増やすため、5つの基本施策と4つの重点施策を効果的に実施することで、**生きることの包括的な支援**を行っていきます。

生きることの包括的支援

5つの基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 町民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

4つの重点施策

- (1) 子ども・若者への対策
- (2) 働き盛り世代への対策
- (3) 生活困窮者・無職者等への対策
- (4) 高齢者への対策

計 画 の 目 標

本計画の主な数値目標や評価指標を下表のとおりとし、毎年度、取組み状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、その後の取組みについての協議を行います。

	実績値		目標値
	平成24年～ 平成28年平均	平成31年～ 令和 4 年平均	令和 6 年～ 令和10年平均
自殺死亡率	16.7	18.7	11.7 以下 (H24～H28 平均との対比:△30.0%)

※自殺死亡率:人口 10 万人当たりの自殺者数

主な施策分野		指標の内容		現状値	目標値等
5つの基本施策	ネットワークの強化	苅田町自殺対策推進連絡会(仮称)の設置		未設置	設置
	人材の育成	関係団体向け ゲートキーパー 研修の開催数	区長連合会	未実施	年各1回以上
			民生委員・ 児童委員協議会	未実施	
	町民への啓発と周知	町広報紙での啓発		年2回以上	年2回以上
	生きることの促進要因 への支援	遺された人への相談窓口等の広報		未実施	年1回以上
4つの重点施策	SOSの出し方教育	教育相談の実施回数		全小中学校において月1回	継続実施
	子ども・若者対策	若者への自殺予防研修会の開催		年1回	年1回継続的 実施
	働き盛り世代対策	小規模事業者等への啓発		未実施	年1回
	生活困窮者・無職者等 対策	関係機関と連携した相談支援		ケースに応じて 適時実施	継続実施
4つの重点施策	高齢者対策	地域包括支援センターによる相談 件数		10,183件	11,000件

相 談 窓 口 一 覧

相 談 内 容	相 談 窓 口	電 話 番 号
生活保護に関する相談	福岡県京築保健福祉環境事務所 福祉課	0930-23-3025 093-434-1039
生活の困りごとに関する相談	福岡県くらしの困りごと相談室	0930-26-7705
高齢者に関する相談	福祉課 地域包括支援センターかんだ 地域包括支援センターおばせ 地域包括支援センターしらかわ	093-434-1039 093-436-1301 093-482-2523 0930-23-7227
障がいに関する相談	福祉課 相談支援センター アイシル 苅田町社協障害者相談支援センターそら 相談支援事業所 ペんぎん教室 夜間・休日精神科相談ダイヤル 障がい者虐待防止ホットライン	093-434-1039 0930-25-6623 093-434-3641 093-434-5110 050-3777-9824 093-588-1234
児童や子育てに関する相談	子育て・健康課 苅田町子育て世代支援包括センター 苅田町子育て支援センター 福岡県子ども支援オフィス 福岡県京築児童相談所 児童相談所全国共通 3 桁ダイヤル 子どもホットライン 24	093-588-1036 093-436-5115 093-435-3515 0930-26-7710 0979-84-0407 189 0979-82-4444
女性のための相談	かんだ女性ホットライン	093-436-4522
配偶者や交際相手からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター	0930-23-2460
性暴力被害者の支援に関する相談	性暴力被害者支援センター・ふくおか	092-409-8100
犯罪被害者の支援に関する相談	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	093-582-2796
消費生活に関する相談	苅田町消費生活相談	093-434-3352
健康づくりに関する相談	パンジープラザ	093-436-5115
福祉に関する相談全般	苅田町社会福祉協議会	093-434-3641

詳しくは、苅田町ホームページまたはインターネットで「苅田町地域福祉計画」と検索してください。